

2 経済連携協定に係る外国人介護福祉士候補者の受入れについて

(1) 現状

経済連携協定（E P A）に基づき、現在、インドネシアとフィリピンの2カ国から、介護福祉士候補者の受入れを行っており、その概要は以下のとおりである。（参考資料18を参照）

ア インドネシア（平成20年7月 協定発効）

- ・ 平成20年度 104名の候補者を受入れ
- ・ 平成21年度 189名の候補者を受入れ
- ・ 平成22年度 77名の候補者を受入れ
- ・ 平成23年度 58名の候補者を受入れ

イ フィリピン（平成20年12月 協定発効）

フィリピン人介護福祉士候補者の受入れに関しては、受入施設で就労・研修しながら国家試験の合格を目指す就労コースと、養成施設で就学し資格取得を目指す就学コースの2つが設けられている。

- ・ 平成21年度
 - 【就労コース】 190名の候補者を受入れ
 - 【就学コース】 27名の候補者を受入れ
- ・ 平成22年度
 - 【就労コース】 72名の候補者を受入れ
 - 【就学コース】 10名の候補者を受入れ
- ・ 平成23年度
 - 【就労コース】 61名の候補者を受入れ
 - 【就学コース】 募集なし。

(2) 平成24年度の受入れ

平成24年度においては、インドネシア・フィリピンともに、最大で300人の候補者を受け入れることとしており、先般、受入調整機関である（社）国際厚生事業団において、日本側の受入施設の募集を行ったところである。

今後は、日本での就労・研修を希望する候補者の確定、受入施設と候補者とのマッチング及び母国での日本語研修を経て、平成24年5月頃、入国手続を行い、その後、日本語研修を開始する予定である。

(3) 候補者に対する学習支援策（平成24年度予算案）

平成24年1月に、平成20年度に入国したインドネシア人候補者が初めて国家試験を受験したところである。（参考資料19参照）

また、平成24年度には、平成21年度に入国した候補者が国家試験を受験するが、フィリピン人候補者については初めての国家試験となる。

当局においては、意欲と能力のある候補者が一人でも多く試験に合格し、介護福祉士資格を取得できるよう、本年度から介護専門知識習得のための支援を行っているところである。

平成24年度予算案においては、これまでの学習支援を継続するとともに、新たに、平成20年度受入候補者のうち、介護福祉士の資格を取得できずに帰国した者の再チャレンジを支援するための経費を新たに盛り込んだところである。（参考資料20参照）

なお、受入施設において実施する候補者に対する日本語学習や介護分野の専門学習に係る経費を補助する「外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業」については、介護技術講習会の受講費用も補助対象とすることが可能である。

介護技術講習会を修了した者は、国家試験（実技試験）が免除となるため、各都道府県におかれては、管内の受入施設に対する積極的な周知と事業の活用促進をお願いしたい。なお、本事業は地方公共団体に財政負担を求めるものではない。

(4) 平成20年度インドネシア人候補者に対する滞在期間の延長の取扱い

「経済連携協定（EPA）に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」（平成23年3月11日閣議決定）に基づき、外交上の配慮の観点から平成20年度に入国したインドネシア人候補者のうち、平成23年度の介護福祉士国家試験に合格しなかった候補者について、

- ・ 候補者本人から国家試験合格に向けて精励するとの意思が表明されていること
- ・ 受入機関により、国家試験合格に向けた受入体制を確保するとともに、適切な研修を実施するとの意思が表明されていること
- ・ 介護福祉士国家試験の得点が一定の水準以上の者であること

等の条件に該当する候補者について、追加的に滞在期間の延長（1年間）を認めることとしている。合格発表（3/28）後、できるだけ速やかに滞在期間延長の基準を候補者・受入施設に通知できるよう、関係省庁とも協議し、検討することとしている。詳細については、別途お知らせするので御了知いただきたい。

(5) ベトナムからの介護福祉士候補者の受入れについて

日越EPAの規定に基づき交渉を行ってきた結果、昨年10月にベトナムから看護師・介護福祉士候補者を受け入れることについて大筋で合意に達したところである。

候補者の受入れに関しては、次のような基本的枠組みについて両国間で一致している。

- ・ 候補者となるためには、基本的に現地でしかるべく日本語研修を受けることを前提とした上で、一定の日本語能力を有することを条件のひとつとする。
- ・ 訪日後は、資格取得のため、これまでの我が国が締結したEPAと同様の期間及び滞在資格において滞在を認めるなどの扱いを行う。

今後、受入れの時期等について、ベトナムとの交渉を経て固めていくことになるため、詳細が決定した後、別途お知らせするので、御了知いただきたい。

(6) 職員等の配置基準の取扱いについて

現在、候補者については、受入指針告示により、受入施設の要件の1つとして「候補者を除いて法令に基づく職員等の配置の基準を満たすこと」とされており、職員等の配置の基準の算定対象とされていない。

今後、経済連携協定に基づく候補者の受入れの円滑化を図るため、パブリックコメントの結果を踏まえ、

- ・ 受入施設での就労経験が1年に達した者
- ・ 日本語能力試験N2以上を保有している者

である候補者について

- ・ 夜勤に係る加算の対象とできること
- ・ 昼間のユニット単位での配置基準等に算入できること

を認める旨の受入指針告示の改正を行う予定である（平成24年4月施行を予定）。

（参考資料21参照）

(7) 各地方公共団体への情報提供等

EPAに関する様々な情報を都道府県等に迅速にお知らせするため、「EPA通信」と題して、電子メールでの情報提供を定期的に行っているところである。これまで、EPAの概要や締結に至るまでの経緯、概算要求の内容、集合研修の概要、受入施設の担当者に対する日本語教育方法に関する説明会の案内等をさせていただいた。

今後とも、適時情報提供を行っていく考えであるが、EPAに関して御不明な点や積極的な情報提供を希望する事項があれば、当局にお知らせ願いたい。

なお、地方公共団体の中には、候補者や受入施設に対する独自の支援策を講じていただいているところもある。今後とも、候補者の円滑な就労・研修に向けた各般の御協力をお願いしたい。

3 独立行政法人福祉医療機構について

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、福祉・医療貸付事業をはじめとして、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業、福祉保健医療情報サービス事業、退職手当共済事業、心身障害者扶養保険事業など国の福祉・医療政策等に密接に連携した多様な事業を公正かつ効率的に実施することにより、わが国の福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効果的に提供する使命を担い、福祉・医療の民間活動を応援しているところである。各都道府県におかれては、機構の業務運営について、引き続きご協力をお願いしたい。

（１）社会福祉振興助成事業について

社会福祉振興助成事業は現下の政策課題を踏まえ、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し助成を行い、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう必要な支援等を行うことを目的としている。

① 助成に際しては多様な社会資源を活用し、他の団体との連携やネットワーク化を図り、相互にノウハウを共有、協働（共同）して創意工夫ある活動を行う事業を重視することとし、平成２３年度から助成対象事業を

○ 先駆的・独創的な創意工夫ある活動に対して助成を行う「福祉活動支援事業」及び「社会参加促進活動支援事業」

○ 複数の団体が連携、ネットワーク化を図り、協働（共同）した創意工夫ある活動に対して助成を行う「全国的・広域的ネットワーク活動支援事業」及び「地域連携活動支援事業」

に見直しており、平成２４年度の事業分については機構のホームページ等に掲載し、２月１日から２月２７日まで募集を行ったところである。

今後応募内容を審査し、４月中旬を目途に選定結果を各団体に通知する予定であるのでご了承ください。

② 平成２４年度についてはこれらの取組に加え新規の事業として、災害時において災害弱者（高齢者・障害者等支援が必要な方々）に対し緊急的対応を行えるよう、民間事業者、団体等の広域的な福祉支援ネットワークを構築し、災害対策の強化を図る事業について助成を行うことを検討している。

新規の事業についても詳細が決まり次第、機構のホームページ等を通じてお知らせすることとしているので、NPO法人をはじめ各種団体等への周知方について格段のご協力をお願いしたい。

(2) 福祉貸付事業について

① 平成24年度福祉貸付事業について

機構の貸付を取り巻く環境は、財政投融资改革の推進等により厳しさを増してきているが、このような状況の中、東日本大震災の復旧・復興に必要な整備に対応した融資等政策上必要とする貸付原資の確保を図るとともに利用者サービスの更なる向上を図るため、融資条件の緩和等を行うこととしているので、了知の上、管内の社会福祉法人等に対する周知徹底をお願いしたい。

また、機構主催で、平成24年度福祉貸付事業の具体的な取扱方針並びに貸付事務手続き等に関する「福祉貸付事業行政担当者説明会」（平成24年3月23日）が開催される予定であるため、積極的な参加をお願いしたい。

ア 貸付規模

資金交付額 3,912億円（うち福祉貸付 2,118億円）

イ 貸付条件の見直しについて

別表のとおり

ウ 協調融資について

社会福祉法人が民間金融機関からの資金調達が円滑に行えるよう、機構と民間金融機関が連携して融資を行う協調融資の仕組みについて、平成20年度から福祉貸付全般に範囲を拡大したところであり、協調融資の利用促進について引き続き社会福祉法人に対して、その活用について助言をお願いしたい。（参考資料22参照）

② 東日本大震災の復旧・復興に向けた対応について

先般の東日本大震災は社会福祉施設等においても全壊・水没等甚大な被害が出ており、復旧・復興に向けた対応が迅速に求められているところである。

そのため、機構の融資は、被災地における融資相談会の開催、専用ダイヤルの設置による電話相談等を通じて、

- 災害復旧整備のための融資について融資率100%、無利子等の優遇
 - いわゆる二重ローン状態になる法人に対する貸付条件の変更
- 等の対応を図り、被災した法人の再建を支援しているところである。

平成24年度においては、被災地の融資相談会における相談体制の強化、また、融資相談会に出席できない法人への訪問相談の充実などを検討しており、引き続き被災地の復旧・復興を支援していくので、積極的に活用していただくよう各社会福祉法人等への周知方について格段のご協力をお願いしたい。

また、2月22日に設立した株式会社東日本大震災事業者再生支援機構において、震災の被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者について、債権買取等の支援を行う予定である。

機構の融資についても東日本大震災事業者再生支援機構の支援対象になっているため、必要に応じて機構に相談いただくよう各社会福祉法人等へ周知、ご案内をお願いしたい。

(3) 社会福祉施設職員等退職手当共済事業について

- | | |
|-----------------|---------|
| ① 平成24年度予算額 (案) | 213億円 |
| (ア) 給付予定人員 | 62,713人 |
| (イ) 給付総額 | 789億円 |

② 都道府県補助金について

例年、都道府県補助金の交付の遅れが見られ、それに起因した退職手当金の支給遅延も過去に発生している。近年、遅延の改善は見られるものの、一部の県においては未だ補助金の納付が遅れている状況が散見されるところである。

退職手当共済制度の円滑な実施のためには国や都道府県の協力が不可欠であり、社会福祉施設職員等退職手当共済法第19条に基づく都道府県負担分の補助金については、年度当初に機構から都道府県に通知(※)しているが、本通知の趣旨に鑑み、平成24年度においても早期交付について特段のご配慮をお願いしたい。

※「社会福祉施設職員等退職手当共済法第19条の交付申請について」

(各都道府県民政主管部(局)長あて独立行政法人福祉医療機構共済部長通知)

平成24年度福祉貸付事業の貸付条件の見直し内容について

分類	事項名	見直し内容
新規	1) 小規模多機能型居宅介護事業の貸付けの相手方の拡大	貸付けの相手方を法人とする。
	2) 障害福祉サービス事業所等の貸付けの相手方の拡大	居宅介護事業、重度訪問介護事業、共同生活介護事業、児童発達支援センター等の貸付けの相手方を法人とする。
	3) 児童福祉法の一部改正の施行に伴う障害児関係事業・施設に対する経営資金(つなぎ資金)の貸付け	貸付利率:財投金利(5年)+0.8% 償還期間等:5年以内(うち据置1年以内) 貸付限度額:障害児通所給付費等相当額又は担保評価額に100分の80を乗じて得た額のいずれか低い額
	4) 養護老人ホームの老朽化等に伴う建替への無利子貸付について	養護老人ホームの老朽化等に伴う建替について、無利子貸付とする。 ただし、自治体の補助を受けていることを要件とする。
	5) 国有地等を活用した社会福祉施設等の高度化事業に係る貸付け	償還期間等:30年以内(うち据置3年以内) 貸付限度額:所要資金の100分の90又は担保評価額に100分の90を乗じて得た額のいずれか低い方
継続	6) アスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置の延長	融資率等の優遇措置を平成24年度末まで延長する。
	7) 療養病床のケアハウス等への転換に係る優遇措置の延長	融資率等の優遇措置を平成29年度末まで延長する。
	8) 障害者の就労支援事業の推進に係る優遇措置の延長	融資率を80%とした上で、優遇措置を平成25年度末まで延長する。
	9) 介護基盤の整備に係る融資条件の優遇措置の延長	融資率等の優遇措置を平成24年度末まで延長する。
	10) 社会福祉事業施設耐震化に係る融資条件の優遇措置の延長	融資率等の優遇措置を平成24年度末まで延長する。
	11) スプリンクラー整備に係る融資条件の優遇措置の延長	融資率等の優遇措置を平成24年度末まで延長する。

4 社会福祉法人の指導監査について

(1) 法人指導監査の実施について

ア 対象法人の重点化について

法人の指導監査については、法人運営における関係法令の遵守状況などに特に問題のない法人で、外部監査の実施や施設経営における積極的な取組等を実施している法人については、所轄庁の判断で実地監査を4年に1回とする等の取扱いとする一方で、法人運営に問題が発生した場合、又は利用者等の関係者からの通報や苦情、現況報告書の審査結果（（ウ）参照）等により法人に問題が生じているおそれがあると認められる場合には、所轄庁の判断で特別監査を実施することとしているところである。

各都道府県等におかれては、上記の趣旨を踏まえ、指導監査の対象について、法人運営に大きな問題がある法人や、事業活動状況等から問題が生じるおそれがある法人に重点化するなど、より効率的かつ効果的な、指導について法令等の根拠に基づいた監査の実施をお願いしたい。

また、効率的な監査実施、法人の負担軽減のため、「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」

（平成13年7月23日雇児発第4878号・社援発第1275号・老発第274号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）の規定に基づき、施設・事業の監査と並行して行われるよう努められたい。

イ 問題発生時の対応及び再発防止について

法人運営に大きな問題がある法人に対しては、関係部局等と十分連絡調整する等組織的な対応を行うとともに、問題の是正改善が図られるまでの間必要に応じ随時指導監査等を実施する等、徹底した改善をお願いしたい。

各都道府県等においては、このような問題が発生した法人に対しては、重点的かつ継続的に指導監査を実施するとともに、法令違反などが明らかになった場合には、社会福祉法第56条に基づき、改善命令（同条第2項）、業務停止命令、理事の解職勧告（同条第3項）、法人の解散命令（同条第4項）等も検討のうえ、適切な改善措置を実施されたい。（参考資料23参照）

また、このような事案の再発防止のため、理事会・評議員会機能の強化、監事監査の強化、会計経理事務に係る内部牽制体制の確立及び徹底などについて、引き続き重点的な指導をお願いすると共に、各所轄庁においては、行政手続法等を踏まえた適切な指導監査を行うように努められたい。

ウ 現況報告書の審査及び活用について

社会福祉法第59条に基づく「現況報告書」については、厳正に審査を行っていただくほか、添付される財務諸表については、各会計単位ごとの審査はもちろんのこと、各会計単位間及び経年の整合性についても審査を徹底されたい。

また、過去数年間の現況報告書の内容を観察、分析することなどにより法人の経営状況の変化を確認し、経営状態の悪化の恐れなどが認められた場合は、早い段階で個別に法人担当者から事情を確認して対応策を講ずるなど、現況報告書を活用した適切な指導をお願いしたい。

(2) 法人指導監査に係る連絡事項について

ア 法人の資産管理（運用）について

資産の管理運用については、平成19年度の通知改正により、法人の基本財産以外の財産については、安全、確実な方法で行うことが望ましいとしつつ、運用可能な金融商品の範囲を一定程度拡大し、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用を認めることとしたところである。

一方、近年の金融技術の高度化に伴い様々な金融商品が登場してきており、その中には、元本保証のないリスクの高い金融商品も見受けられるところであり、過去には、これら元本保証のないリスクの高い金融商品で多額の運用を行った上に、資産運用に失敗し、事業規模の縮小のみならず、法人運営そのものの継続が不可能となる事例が見受けられた。

こうした事例の特徴として、元本保証のないリスクの高い金融商品を購入するに当たり、そのリスクの理解が不十分であった場合や、リスク管理に必要な資産運用規程の未整備、理事長等一人の運用責任者による独断での運用など、法人のリスク管理やチェック体制が明らかに不適切であることがあげられる。

資産管理（運用）の失敗で法人運営に支障が生じると、当該法人の経営する事業の利用者（入所者）が大きな影響を受けることになるため、法人の資産管理（運用）について、以下の点について留意するよう、指導されたい。

- ① 役員、評議員、運用担当者の当該金融商品のリスク等についての理解
- ② 定款の変更＜定款準則第15条第3項（「前項の規定に関わらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる」）相当部分が設けられているか＞
- ③ ガバナンスの徹底＜当該金融商品で資産の管理（運用）を行うことについて、理事会・評議員会の議決を経る、資産運用規程等を作成する等＞

イ 東日本大震災への対応等について

東日本大震災の発生に伴い、被災地の社会福祉法人においては、未だ災害復旧に対応している状況等を鑑み、被災地における社会福祉法人の指導監査については、実態を踏まえ、弾力的に対応していただくよう配慮されたい。

また、被災した社会福祉法人の再建を支援するため、法人が施設を再開する場合、都市部等以外の地域でも、民間等から土地の貸与を受けること可能とする要件緩和を行っているので、了知されたい。

《参照通知》

- ・「東日本大震災により被災した社会福祉施設を運営する社会福祉法人が、国又は地方公共団体以外の者から土地の貸与を受ける場合の要件緩和について」（平成23年11月17日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知）

ウ 社会福祉法人に係る調査について

「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日 障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号厚生労働省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長老人保健福祉局長、・児童家庭局長通知）に基づき、ご報告いただいた各都道府県等が所管する社会福祉法人数等について、とりまとめたので添付する。（参考資料24参照）

なお、来年度についても、期日までに報告されたい。

（3）社会福祉法人の認可・指導監督権限の各都道府県から一般市への移譲について

昨年8月、社会福祉法が改正され、所轄庁について主たる事務所が市の区域にある法人（地区社会福祉協議会である社会福祉法人を除く。）であってその行う事業が当該市の区域を越えない法人に限って、平成25年4月から全ての市が所轄庁となる。

このため、各都道府県は、一般市に所轄庁の権限が移譲となる対象法人を把握するとともに、一般市に対し事務処理内容や個別法人の説明等の権限移譲が円滑に進むよう、対応をお願いしたい。

《参照通知》

- ・「地域の自主性を及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行について」（平成23年8月30日社会・援護局長通知）

(4) 個人が法人に寄附を行った場合における税額控除制度の周知について

昨年6月、租税特別措置法が改正されたことに伴い、個人が一定の要件を満たした人へ寄附金を支出した場合、所得控除制度に加えて、税額控除制度との選択適用を可とし、平成23年分から適用することとされた。

しかしながら、未だ利用状況が低く、周知が不十分なままではないかと推察されるため、都道府県等におかれては、所管法人に対して積極的に周知いただくようお願いしたい。また、ホームページ等を活用し、住民等への広報を併せてお願いしたい。

- ・ 厚生労働省所管の証明書発行数：24法人(23年12月末時点)
- ・ 自治体所管法人の証明書発行数：73法人(23年11月末時点) ※申請中48法人

《参照通知》

- ・ 「税額控除対象となる社会福祉法人の証明事務等について」
(平成23年8月2日社会・援護局福祉基盤課長通知)